

第 8 回愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和 3 年 3 月 15 日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第 8 回愛媛地方最低賃金審議会

資 料 目 次

令和 3 年 3 月 15 日

1	愛媛県で適用する最低賃金一覧	1
2	令和 2 年度最低賃金審議経過資料	
(1)	令和 2 年度最低賃金審議経過一覧表	3
(2)	令和 2 年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過	4
(3)	同(時系列)	5
3	令和 3 年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について(写)	7
4	適用使用者数及び適用労働者数に関する資料	
(1)	地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	9
(2)	特定最低賃金(改正)適用使用者数及び適用労働者数等	10
5	令和 3 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	11
6	春闘情勢について	17
7	愛媛県金融経済概況(日本銀行松山支店 2021 年 3 月 8 日)	25

愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

※この表を職場に掲示してください。

◎地域別最低賃金			
件名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要
愛媛県最低賃金	令和2年 10月3日	円 793	県内すべての労働者に適用されます。 (特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されます。)

◎特定最低賃金			
特定最低賃金に共通の適用除外 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者			
産業名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和2年 12月25日	円 924	適用除外 (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和2年 12月25日	円 930	適用除外 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和2年 12月25日	円 895	適用除外 (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和2年 12月25日	円 938	適用除外 (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和2年 12月25日	円 810	各種商品小売業とは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。 適用除外 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務に主として従事する者

(注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。

2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。

3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくはこちらへお問い合わせください。愛媛労働局 労働基準部 賃金室 ☎089-935-5205
 松山労働基準監督署 ☎089-917-5250 新居浜労働基準監督署 ☎0897-37-0151
 今治労働基準監督署 ☎0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 ☎0894-22-1750
 宇和島労働基準監督署 ☎0895-22-4655

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

 最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

令和2年度最低賃金審議経過一覧表

愛媛地方最低賃金審議会	愛媛県最低賃金	特定最低賃金改正の必要性	愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	愛媛県はん用機械器具製造業、業務用機械器具最低賃金	愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	愛媛県船舶製造・修理業、船用機器製造業最低賃金	愛媛県各種商品小売業最低賃金
諮問年月日	02.06.30	02.07.16	02.08.07	02.08.07	02.08.07	02.08.07	02.08.07
委員任命年月日	02.07.17		02.09.01	02.09.01	02.09.01	02.09.01	02.09.01
委員	◎ 小田上谷 泉 ○ 井上谷 武井02.4.1から		◎ 泉浦田 ○ 篠小川	◎ 井上谷 武井 ○ 宮谷井	◎ 宮泉 谷 ○ 武井	◎ 宮谷 上 ○ 井上浦	◎ 井上 田 ○ 小武 井
労働者代表	菊野 川 菅 野 同02.07.27辞任 野村02.07.28から	本審議会②で諮問、審議、同③で審議(オプザーバー参加)、同⑤で審議及び答申	菊川 良 由西	菊川 石 立吉 川	甲智 川 上越 芥	神白 野 神白 野	菅 富 永 富 高 松
使用者代表	大西山 本 菅小 野 森		森川 村 永 石村 須	池田 上 岡 井西	菅下 村 大 中	森小 池 神子 田	西 藤 西 大 近 中
審議会・専門部会 開催年月日	① 02.06.30	⑦ 02.10.23	① 02.10.02	① 02.10.02	① 02.10.02	① 02.10.02	① 02.10.02
	② 02.07.16		② 02.10.07	② 02.10.15	② 02.10.12	② 02.10.12	② 02.10.06
	③ 02.07.28 [ヒ]		③ 02.10.19	③ 02.10.19	③ 02.10.21	③ 02.10.22	③ 02.10.16
	④ 02.08.05		(全会一致)	(全会一致)	(全会一致)	(全会一致)	④ 02.10.20
	⑤ 02.08.07						(使側反対)
	⑥ 02.08.25						
最賃額	793円 (790円)		924円 (921円)	930円 (927円)	895円 (892円)	938円 (935円)	810円 (806円)
引上げ額	3円 (26円)		3円 (27円)	3円 (25円)	3円 (22円)	3円 (25円)	4円 (17円)
引上げ率	0.38% (3.40%)		0.33% (3.02%)	0.32% (2.77%)	0.34% (2.53%)	0.32% (2.75%)	0.50% (2.15%)
答申年月日	02.08.07	02.08.07	02.10.19	02.10.19	02.10.21	02.10.22	02.10.23
異議申出有無	異議申出あり		異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし
答申年月日	02.08.25		(指) 02.12.25	(指) 02.12.25	(指) 02.12.25	(指) 02.12.25	(指) 02.12.25
発効年月日	02.10.03		17事業所	418事業所	52事業所	211事業所	32事業所
適用事業所数	43,966事業所		3,096人	12,129人	4,436人	5,417人	4,367人
適用労働者数	495,000人		2.1%	4.7%	5.9%	1.1%	0.0%
未満率	1.7%		2.1%	6.5%	21.8%	10.8%	0.0%
影響率	6.4% (11.3%)		(0.0%)	(11.3%)	(19.6%)	(17.7%)	(3.9%)

() : 前年度 ◎ : (部)会長 ○ : (部)会長代理 [実] : 実地視察 [ヒ] : ヒアリング (指) : 指定発効

令和2年度 愛媛地方最低賃金審議会審議経過

回数(通算)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
本 審	02.6.30 3 ①運営申し合わせ(令第6条第5項適用) ②地賃改正(諮問)	02.07.16 4 ①特定最賃改正必要性の有無(諮問) ⑤オプザバーの名について	02.07.28 6 ①地賃改正目安伝達 ②地賃関係労働者意見聴取 ③特定最賃改正必要性の有無(審議)、オプザバー意見聴取	02.08.05 10 ①地賃専門部会報告	02.08.07 12 ①地賃専門部会報告 ②特定最賃改正必要性の有無(答申) ③特定最賃改正(諮問)	02.08.25 13 ①地賃改正の異議(諮問・審議・答申) ②地賃専門部会廃止	02.10.23 26 報告 ①特定最賃専門部会 ②特定最賃〔各商〕審議・採決・答申		
回 数	1	2	3	4					
公益委員会	02.07.28 5 ①愛媛県最低賃金の審議について	02.12.14 27 ①審議の総括と問題点について							
公労委員会	02.06.25 1 ①審議会の運営について								
公使委員会	02.06.25 2 ①審議会の運営について								
全員協議会									
地賃専門部会	02.07.28 7 ①部会長・部会長代理の選出 ②審議の公開について ③資料説明 ④金額審議	02.08.03 8 ①金額審議	02.08.05 9 ①金額審議	02.08.07 11 ①金額審議 ②合意 ③答申(6-5適用)					
紙ノパ専門部会	02.10.02 14 特定最賃合同専門部会 ①部会長・部会長代理の選出 ②日程調整 ③審議の公開について	02.10.07 16 ①資料説明 ②金額審議	02.10.19 21 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)						
はん用専門部会		02.10.15 19 ①資料説明 ②金額審議	02.10.19 22 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)						
電機専門部会		02.10.12 17 ①資料説明 ②金額審議	02.10.21 24 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)						
船舶専門部会		02.10.12 18 ①資料説明 ②金額審議	02.10.22 25 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)						
各商専門部会		02.10.06 15 ①資料説明 ②金額審議	02.10.16 20 ①金額審議 二次回開催を決定	02.10.20 23 ①金額審議 ②採決					

令和2年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過(時系列)

連番	日付	回数	名称	内容1	内容2	内容3
1	02.06.25	第1回	公労委員会	審議会の運営について		
2	02.06.25	第1回	公使委員会	審議会の運営について		
3	02.06.30	第1回	本審	運営申し合わせ	地賃改正諮問	
4	02.07.16	第2回	本審	特定最賃必要性諮問	オブザーバーの指名	
5	02.07.28	第1回	公益委員会	地賃審議について		
6	02.07.28	第3回	本審	目安伝達	地賃関係労働者意見聴取	特定最賃必要性審議 オブザーバー意見聴取
7	02.07.28	第1回	地賃専門部会	部会長等選出	審議の公開について	金額審議
8	02.08.03	第2回	地賃専門部会	金額審議		
9	02.08.05	第3回	地賃専門部会	金額審議		
10	02.08.05	第4回	本審	部会報告		
11	02.08.07	第4回	地賃専門部会	金額審議と採決	答申(6-5)	
12	02.08.07	第5回	本審	部会報告	特定最賃必要性答申	特定最賃改正諮問
13	02.08.25	第6回	本審	地賃異議諮問	地賃異議審議	地賃異議答申
14	02.10.02	第1回	特定最賃合同専門部会	部会長等選出	日程調整	審議の公開について
15	02.10.06	第2回	各商専門部会	金額審議		
16	02.10.07	第2回	紙パ専門部会	金額審議		
17	02.10.12	第2回	電機専門部会	金額審議		
18	02.10.12	第2回	船舶専門部会	金額審議		
19	02.10.15	第2回	はん用機械専門部会	金額審議		
20	02.10.16	第3回	各商専門部会	金額審議		
21	02.10.19	第3回	紙パ専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
22	02.10.19	第3回	はん用機械専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
23	02.10.20	第4回	各商専門部会	金額審議と採決		
24	02.10.21	第3回	電機専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
25	02.10.22	第3回	船舶専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
26	02.10.23	第7回	本審	部会報告と採決	各商答申	
27	02.12.14	第2回	公益委員会	審議の総括		
28						
29						
30						

(注1) 会議の名称は略称です。

(注2) 「答申(6-5)」は審議会令第6条第5項を適用したものです。

2021年 3月 5日

愛媛労働局長

縄田 英樹 殿

日本労働組合総連合会愛媛県連合会

会長 弓立 浩



令和3年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について

記

標記の件、愛媛県における令和3年度特定（産業別）最低賃金の金額改正の申し出について、下記5業種の正式申請を7月2日までに行なうことと致します。

申請する産業

1. パルプ、紙製造業
2. はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
3. 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
4. 船舶製造・修理業、舶用機関製造業
5. 各種商品小売業

以上



地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

都道府県名

愛媛県

産業名	①事業所 総数	②常用雇 用者 規模 〇人 事業所数	③常用 雇 用者数	④臨時 雇 用者数	⑤(①-②) 適用使用者数	⑥(③+④) 適用労働者数
A 農業, 林業	435	59	2,942	707	376	3,649
B 漁業	135	12	1,047	57	123	1,104
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	34	2	140	2	32	142
D 建設業	6,094	1,580	30,904	1,399	4,514	32,303
E 製造業	4,946	1,009	82,082	1,218	3,937	83,300
F 電機・ガス・熱供給・水道業	75	2	2,213	11	73	2,224
G 情報通信業	485	83	6,395	151	402	6,546
H 運輸業, 郵便業	1,725	221	30,362	454	1,504	30,816
I 卸売業, 小売業	17,077	4,954	98,105	2,625	12,123	100,730
J 金融業, 保険業	1,121	108	14,763	30	1,013	14,793
K 不動産業, 物品賃貸業	3,432	2,185	6,306	163	1,247	6,469
L 学術研究, 専門・技術サービス業	2,269	699	9,132	213	1,570	9,345
M 宿泊業, 飲食サービス業	7,571	2,730	37,960	2,274	4,841	40,234
N 生活関連サービス業, 娯楽業	6,001	3,359	17,391	989	2,642	18,380
O 教育, 学習支援業	1,769	849	12,109	2,340	920	14,449
P 医療, 福祉	5,048	776	81,994	2,169	4,272	84,163
Q 複合サービス業	666	23	8,216	38	643	8,254
R サービス業(他に分類されないもの)	4,426	1,338	31,649	1,938	3,088	33,587
A~R 小計	63,309	19,989	473,710	16,778	43,320	490,488
イ 農業のうち個人経営の事業所に属する者					606	1,299
ロ 林業のうち個人経営の事業所に属する者					40	68
ハ 漁業のうち個人経営の事業所に属する者					0	2,206
ニ 地方公務員一般職のうち単純労務就労者						971
					(イ+ロ+ハ)	(イ+ロ+ハ+ニ)
小計					646	4,544
合計					43,966	495,032

特定最低賃金（改正）適用使用者数及び適用労働者数等

令和3年3月

② 申出代表者	③ 申出産業	適用使用者数	④ 申出産業の労働者数	適用除外労働者数	⑤ 申出産業の基礎的労働者数(A)	⑥ 申出人が代表する基礎的労働者数(B)	⑦ B/A (%)		
	パルプ、紙製造業	17	3,255	354	2,901				
	E140, E141, E142 (E1422の一部, E1423・E1424を除く)				2,731	1,232	45.1%		
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	422	11,113	1,089	10,024				
	E25, E26, E27 (E273～E276を除く)				10,917	3,287	30.1%		
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	63	5,303	1,240	4,063				
	E28, E29 (E291・E292を除く), E30				3,279	1,780	54.3%		
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	271	6,023	554	5,469				
	E310, E313				4,908	2,419	49.3%		
	各種商品小売業	22	3,835	92	3,743				
	I56				4,254	3,360	79.0%		

注1 ④欄は、平成28年経済センサスの数字をもとに現在までの変動を加味して算定した。
 2 ⑤欄は、当該産業の労働者に、平成30年最低賃金に関する基礎調査等の結果得られた当該特定最低賃金適用除外者数を加味して算定した。
 3 ⑤欄、⑥欄及び⑦欄の赤字は前年度の数値です。

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

資料No5

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(火)		9月29日(水)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

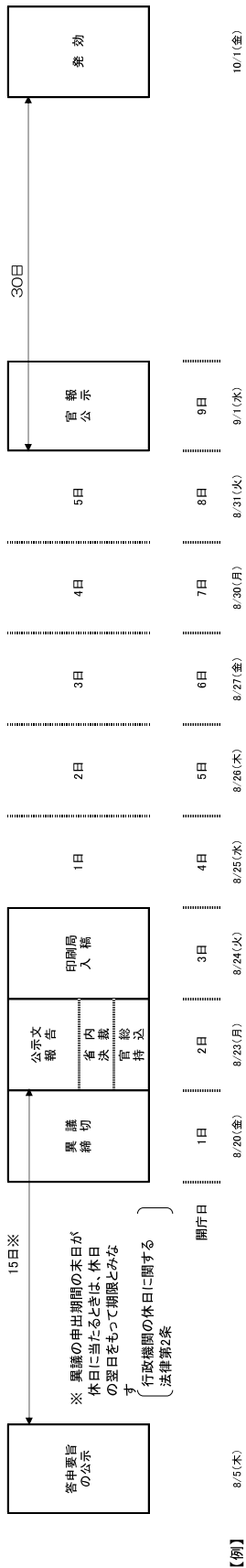
※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

令和3年度 答申要旨の公示から発効までの流れ(最短の場合のモデル)

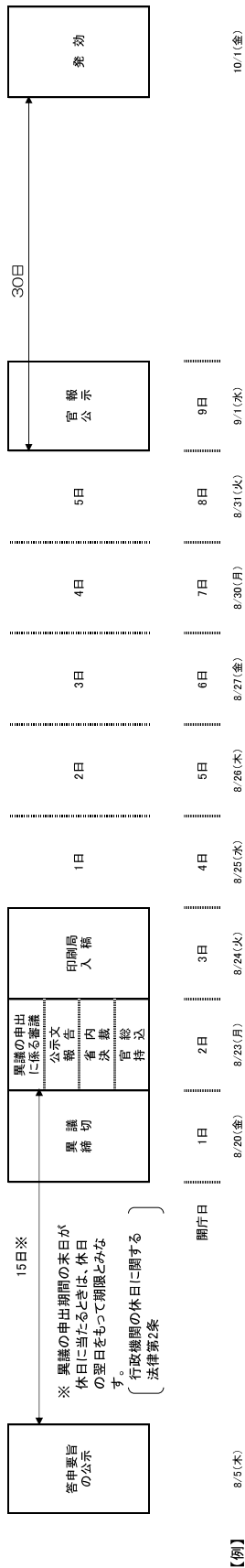
1 地域別最低賃金について

(1) 異議の申出に係る審議がなく、かつ、異議申出締切日の翌開庁日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



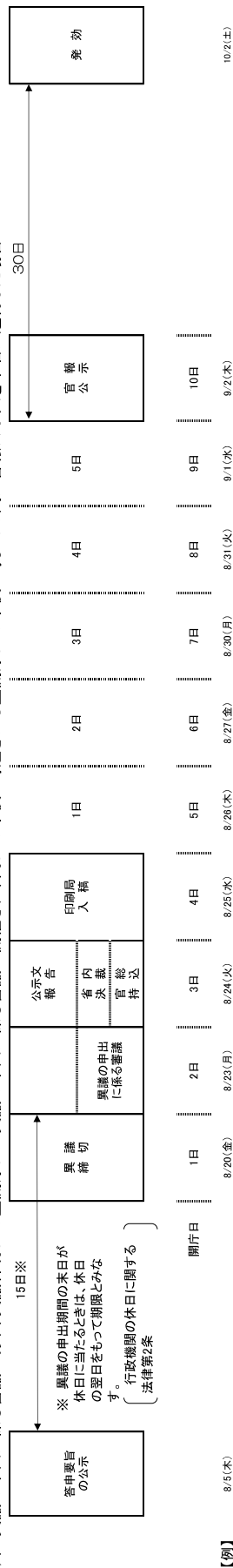
【例】

(2) 異議の申出に係る審議があり、異議申出締切日の翌開庁日に異議の申出に係る審議が開催され、同日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



【例】

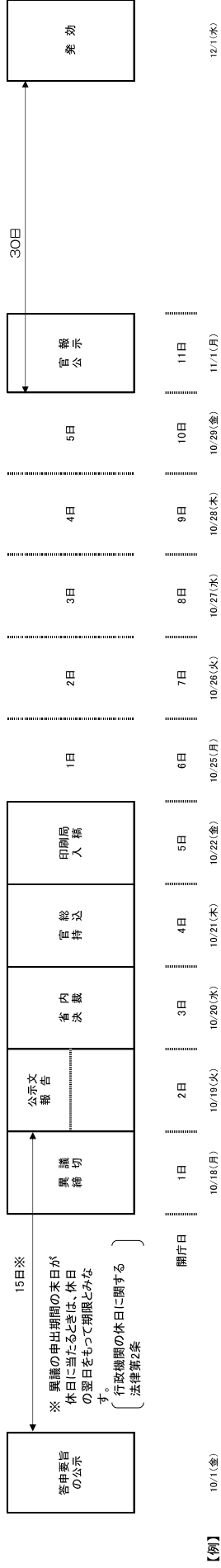
(2) 異議の申出に係る審議があり、異議申出締切日の翌開庁日に異議の申出に係る審議が開催され、同日の午後2時過ぎから翌開庁日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



【例】

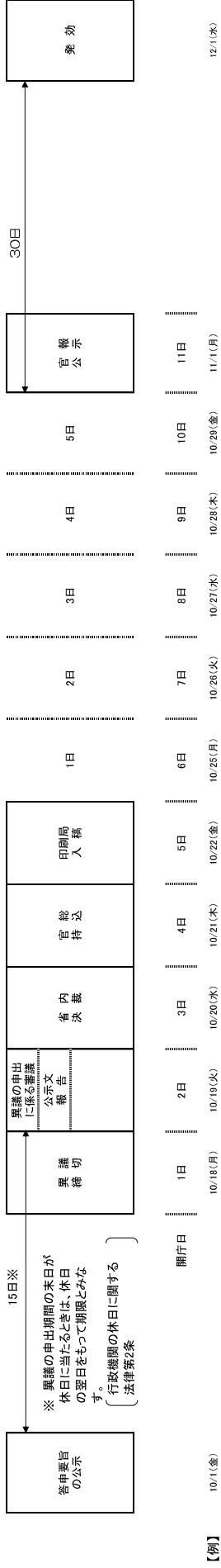
2 特定最低賃金について

(1) 異議の申出に係る審議がなく、かつ、異議申出締切日の翌開庁日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



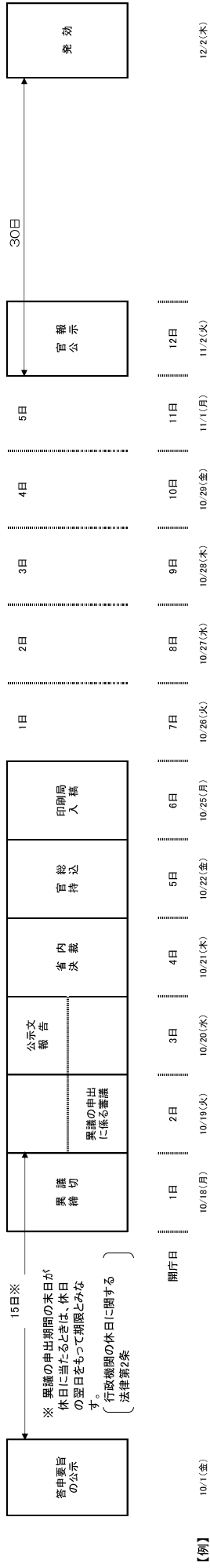
【例】

(2) 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日に開催され、同日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



【例】

(2) 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日の午後2時過ぎから翌開庁日の午後2時までの間に官報公示文を本省に送付した場合



【例】

春闘情勢について

春闘に向けての総理と中西経団連会長の発言要旨	1
令和3年春闘のスケジュール	2
令和3春闘に関する連合と経団連の方針の比較	3
連合と経団連との懇談会（1月27日）発言の要旨	5
令和2年春闘 集計機関別表	6

春闘に向けての総理と経団連の発言の要旨

(令和2年12月4日 第18回経済財政諮問会議)

<総理発言>

新型コロナウイルスの感染対策、雇用や事業の支援を行い、経済を回復させるために、来週早々に経済対策を決定した上でそれに基づいて第三次補正予算を、来年度当初予算と一体として編成することで、切れ目のない経済財政運営を行っていく。これと併せて、デフレへの後戻りを何としても避けるために、これまで続いてきた賃上げの流れを継続していただきたい。

(令和2年12月7日 経団連 定例記者会見)

<経団連 中西会長>

現下の経済情勢を踏まえれば、賃上げだけに焦点をあて、しかもベースアップがいくらなど選択肢をせばめて議論はしている状況ではないだろう。労使一体となって雇用維持に取り組むことが必要であり、賃金についても、経済情勢などを踏まえて十分に協議を尽くした上で総合的な判断で決定していくこととなる。

(参考)

令和元年経団連 第8回審議会 (令和元年12月26日)

<総理発言>

重要なのは、人材への投資である。毎年申し上げているので、今年は控えめに申し上げるが、来年の春も大いに皆さんに期待している。ちなみに御参考までに申し上げますと、半世紀前の東京オリンピックの賃上げは、なんと12パーセントである。

令和元年経団連 定例記者会見 (令和2年1月14日)

<経団連 中西会長>

「2020年版経営労働政策特別委員会報告」では、「働き方改革フェーズⅡ」を進め、賃金引き上げだけでなく働きがいのある職場環境づくりを行うっていくことが重要である。賃金引き上げについては経済界が具体的な引上げ額を明示したり、詳細なスキームについて議論したりすることは現実的ではない。大前提としては、賃金引き上げのモメンタムを維持していく。

令和3年春闘のスケジュール

※ () の日付は昨年実績

令和2年

- ・ 11月19日
(11月21日)
- ・ 12月1日
(12月3日)

連合中央執行委員会（春闘闘争方針（案）確認）

連合中央委員会（春闘闘争方針決定）

令和3年

- ・ 1月19日
(1月21日)
- ・ 1月27日
(1月28日)
- ・ 1月～2月上旬
- ・ 2月中旬～下旬
- ・ 3月17日
(3月11日)

経団連「経営労働政策特別委員会報告」公表

連合と経団連の懇談会（春闘のキックオフ）

主要産別中央委員会（産別の統一要求方針決定）

個別労組が方針を決定し、要求書を提出

自動車、電機などの大手労組への集中回答

令和3年春闘に関する連合と経団連の方針の比較

連合春闘方針(令和2年12月1日)

○ 日本経済は、日本の抱える構造課題に加え、米中貿易摩擦などによるグローバル経済環境の悪化、コロナ禍の影響による全世界的な経済活動の停滞、雇用情勢の悪化、感染症予防と収入不安による消費マインドの低下などにより、本年4-6月期のGDPは戦後最大の落ち込みとなった。6月以降、経済活動の再開により抑制されていた需要が徐々に戻りつつあるものの、リーマンショック時とは異なり、コロナ禍は人の往来を抑制しており、観光・飲食・鉄道・航空など特定の産業に依然として大きな影響を与えている。そのため、今後の見通しは、感染症の抑制、ワクチンの開発状況、グローバル経済の動向の影響もあり、極めて不透明な状況となっている。

○ 定期昇給相当(賃金カーブ維持相当)分(2%)の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、それぞれの産業における最大の「底上げ」に取り組みむことで、2%程度の賃上げを実現し、感染症対策と経済の自律的成長の両立をめざす。

○ 月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年取確保の観点も含め水準の向上・確保を図るとする。

○ 有期・短時間・契約等で働く労働者についても、均等待遇・均衡待遇の観点から対応をはかることとする。

○《中小の賃上げ要求について》

賃金カーブ維持相当分(1年・1歳間差)を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求めらる。

賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、賃金カーブ維持分(4,500円)の確保を大前提に、連合加盟組合平均水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ目標とし、総額10,500円以上を目安に賃上げを求める。

景気認識

経団連経労委報告(令和3年1月19日)

○ 感染症の収束にはなお時間を要し、3密回避等の制約が引き続き残ると考えられることから、先行きについても経済活動の水準は感染拡大前に比べて低い状況が続く見通しである。物価の動向について見ると、先行きも需要の弱さを背景に、小幅な上昇にとどまると予想される。上場企業の業績見通しは、2020年度の金融を除く全体の経常利益が、リーマンショック時の2008年度以来の大幅な減益となると見込まれている。ただし、業績に対するコロナ禍の影響度合いには、ばらつきが見られる。

○ 収益が増大している企業においては、制度昇給(定期昇給や賃金カーブ維持分の昇給)を実施した上で、自社の実情に適した形で賃金水準の引き上げ(ベースアップ)を行うことも選択肢となろう。コロナ禍により収益状況が大幅に悪化し、回復の見通しが立ちにくい企業においては、賃金水準自体を引き上げるベースアップの実施は困難であり、制度昇給などを含めて、労使で検討せざるを得ない場合もあり得よう。

○ 企業全体の業績に基づいて賞与・一時金の原資を確定した上で、部門ごとの業績や社員個人ごとの評価に応じて適切に配分するなど、働き手の納得性を高め、エンゲージメント向上に資する観点が望まれる。短期的な業績の変動を反映するとの賞与・一時金の原則・趣旨に立ち返って検討することが重要である。

○《中小の賃上げ要求について》

事業継続と雇用維持を最優先に経営に取り組んでいく多くの中小企業に対して、「10,500円以上」という、中小企業の経営状況や賃金引上げの実態から大きく乖離した要求水準を掲げ続けることは、コロナ禍で経営環境が激変していることを踏まえて「雇用の確保」を大前提に据えているはずの2021闘争方針の基本認識との整合性に疑問を感じざるを得ない。コロナ禍という世界的危機に直面している中、自社のおかれている状況について労使で正しく共有した上で、実情に基づいた交渉・協議を実施することの重要性を労使で深く認識することが、これまでに増して望まれる。

○ 有期・短時間・契約等で働く者の労働諸条件の向上と均等待遇・均衡待遇確保の観点から、企業内のすべての労働者を対象とした企業内最低賃金協定の締結をめざす。締結水準については、時給1,100円以上をめざす。

○ 有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールを導入に取り組み。なお、昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととし、水準については「勤続17年相当で時給1,700円・月給280,500円以上」となる制度設計をめざす。

○ 同一労働同一賃金への対応では、無期雇用社員と有期雇用社員との間で雇用形態の違いだけで異なる取扱いを行っている場合は不合理と判断される可能性が高い点を踏まえ、検討を急ぐ必要がある。

賃金・一時金

パート非正規

令和3年春闘に関する連合と経団連の方針の比較

連合春闘方針(令和2年12月1日)

- 改正高齢者雇用安定法の取り組み(70歳までの雇用の努力義務)
- ① 同一労働同一賃金の法規定対応の確実な実施(通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降の短時間(パート)・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正)
- ② 働く高齢者のニーズへの対応のため、労働時間をはじめとする勤務条件の緩和や健康管理の充実などの推進
- ③ 高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮と職場環境改善
- ④ 労働災害防止の観点から、高齢者に限定せず広く労働者の身体機能等の向上に向けた「健康づくり」の推進

高齢者雇用

経団連経労委報告(令和3年1月19日)

- 60歳以上の就労者増加に伴い、高齢社員の労働災害発生件数が増えていることから、企業には各々の職場や作業の実態を踏まえた環境整備が求められる。
- 厚生労働省の「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を参考にしながら、各企業が自社に適した取組みを検討・実施していくことが重要である。

- 有期・短時間労働者に関する取り組み
- ① 正規雇用労働者と有期・短時間で働く者の労働条件・待遇差の確認
- ② (待遇差がある場合)賃金・一時金や各種手当等、個々の労働条件・待遇ごとに、その目的・性質に照らして正規雇用労働者との待遇差が不合理となっていないかを確認
- ③ (不合理な差がある場合)待遇差の是正
- ④ 有期・短時間労働者の組合加入とその声を踏まえた労使協議の実施
- ⑤ 有期・短時間労働者への待遇に関する説明の徹底
- 派遣労働者に関する取り組み
- ① 派遣先労働組合の取り組み
- a) 正規雇用労働者と派遣労働者の労働条件・待遇差を確認する
- b) 派遣先均等・均衡待遇が可能な水準での派遣料金設定や派遣元への待遇情報の提供など、事業主に対する必要な対応を求める
- c) 食堂・休憩室・更衣室など福利厚生施設などについて派遣労働者に不利な利用条件などが設定されている場合は、是正を求める
- ② 派遣元労働組合の取り組み
- a) 待遇情報の共有や待遇決定方式に関する協議を行う
- b) 待遇決定方式にかかわらず比較対象労働者との間に不合理な格差等がある場合には、是正を求める
- d) 派遣労働者の組合加入およびその声を踏まえた労使協議の実施
- e) 派遣労働者への待遇に関する説明の徹底

同一労働同一賃金

- 待遇に対する企業の説明責任が強化され、有期雇用労働者等から求めがまった場合には、正社員との待遇差の内容や職務内容などの就労実態と待遇とのバランスは千差万別であること、また裁判例の蓄積も少ないことから、今後の裁判を注視し、適宜法律の専門家とも相談しながら自社の制度を点検することが重要である。
- 日本経済の持続的な成長に向け、様々な雇用・就労形態の選択肢を用意し、多様な労働力の参画を進めることは重要である。このため、今後も臨時的/一時的な仕事を中心時有期雇用契約という形態は労使双方から選択されると考えられる。多様な社員一人ひとりがやりがいをもって働けるよう企業は引き続き工夫していかねばならない。特に、①構成で納得性の高い評価/処遇制度の整備、②有期雇用労働者等を含めた企業内の労使コミュニケーションの活性化、③広いフィールドで長期的な活躍を期待する有期雇用労働者等について積極的に正社員登用を行うなどの対応が望まれる。

- 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動
- 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法について、連合のガイドラインにもとづき、周知徹底とあわせて、法違反がないかなどの点検活動を行う。
- 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備
- 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進

女性活躍

- 役員への登用を進める上での課題として、「ロールモデルの少なさ」を挙げる企業が最も多い。そのため、役員候補となる幹部にメンターを置いたり、先進企業のモデル人材の経験や取組みを参考にすべく、社外での研修や交流の機会に積極的に参加させたりする企業もある。
- テレワークにより働き手自身や家族のライフイベントによる転勤や単身赴任の負担が軽減されれば、雇用を継続しやすくなることが期待される。働き方改革の推進によって、女性が活躍できる可能性を広げていくことが重要である。

連合と経団連との懇談会(1月27日) 発言(要旨)

○ 神津連合会長

この20年あまりの間に格差是正・平均賃金の下落が引き続いている。その積み重ねの結果として先進諸国の賃金はわが国のその1.5倍前後までになっている。経済全体の規模もGDPの15%程度であったものが今では6%程度であり、さらなる少子化が避けられないことを踏まえれば、この国はさらに深く沈んでしまふという懸念を持たざるを得ない。

デフレ脱却・経済の好循環の実現に向けた取り組みはやっとならぬというのが実情である。
経団連におかれては「賃金引き上げのモメンタム維持が望まれる」ということは引き続き明確にされているが、そのことをもって社会全体で認識共有していくことが不可欠であると考える。

○ 中西経団連会長

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出等、経済活動全般に大きな影響を受けていることを実感している。しかし、労使でやらなければならないことは、コロナ対策と今後の社会の方向性を考えながら経済の新しい改革追求を行うことである。

賃上げのバックボーンは、労使が変化をとらえつつ、働きやすさを実感することが大事である。働く環境は大事で、経労委報告を議論する幹部会合の中でも、日本の賃金水準がいつの間にかOECDの中でも相当下位になっており、危機感を持っている。生産性も低位で少子化策と合わせ非常に大事な課題である。

令和2年春闘 集計機関別表

	厚生労働省	連 合	経 団 連
月 例 賃 金 ²³	資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業 321社	4,807組合 2,773,076人	原則として東証一部上場、従業員500人以上 130社
	8月14日公表	7月6日公表	8月3日公表
	6,286円 (6,790円)	5,506円 (5,997円)	7,096円 (8,200円)
	2.00% (2.18%)	1.90% (2.07%)	2.12% (2.43%)
		組合員数300人未満 3,456組合、341,466人	原則として従業員数500人未満 382社
一 時 金		7月6日公表	8月7日公表
		4,464円 (4,765円)	4,371円 (4,815円)
		1.81% (1.94%)	1.70% (1.89%)
		非正規雇用労働者	
		7月6日公表	
		時給 372組合 736,244人	
		27.11円 (25.91円)	
		月給 126組合 32,857人	
		6,312円 (4,038円)	
		集計可能な連合加盟の組合	
	資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業		原則として東証一部上場、従業員500人以上 主要21業種大手257社
	夏 季 390社	夏 季 2,125組合 1,095,838人	夏 季 153社
	9月11日公表	7月6日公表	8月5日公表
	828,171円 (845,453円)	655,452円 (699,685円)	901,147円 (921,107円)
	2.04% (2.90%)	▲ 6.32% (▲ 3.64%)	▲ 2.17% (▲ 3.44%)
	年 末 346社	年 末 2,373組合 1,113,032人	年 末 164社
	令和3年1月15日公表	12月11日公表	12月22日公表
	786,460円 (868,604円)	613,336円 (714,067円)	865,621円 (951,411円)
	9.46% (0.65%)	▲ 14.11% (2.02%)	▲ 9.02% (1.77%)

() 内の数字は、前年同期の数字。

※連合の一時金の増減率は、試算値。

2021年3月8日

日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響による足踏み感が一部に残るものの、全体として持ち直しつつある。

すなわち、個人消費は、弱い動きもみられるが、全体として緩やかに持ち直している。住宅投資・設備投資は、横ばい圏内で推移している。公共投資は、減少している。こうした中、生産は、下げ止まっている。雇用・所得をみると、弱めの動きがみられている。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、減少している。

輸出は、下げ止まっている。

設備投資は、横ばい圏内で推移している。

個人消費は、弱い動きもみられるが、全体として緩やかに持ち直している。

大型小売店¹販売は、持ち直しつつある。コンビニエンスストア販売は、下げ止まりつつある。家電販売は、堅調に推移している。乗用車販売は、持ち直しの動きが一服している。

この間、主要宿泊施設および主要観光施設の入込みは、低調に推移している。

住宅投資は、横ばい圏内で推移している。

¹ 県内の百貨店、スーパー、ホームセンター等。

(2) 生産

生産は、下げ止まっている。

業種別の生産動向

織 維	下げ止まっている。
紙 ・ パ ル プ	持ち直している。
化 学	下げ止まっている。
プラスチック製品	低調に推移している。
非 鉄 金 属	横ばい圏内の動きとなっている。
食 料 品	緩やかに持ち直している。
一 般 機 械	増勢が鈍化している。
電 気 機 械	持ち直している。
輸送機械（造船）	減少している。

(3) 雇用・所得

雇用・所得をみると、弱めの動きがみられている。

有効求人倍率は、前月比上昇した。名目賃金、常用労働者数は、前年を下回った。

(4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を下回っている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。

(6) 金融情勢

実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比低下した。

以 上

年度 期 月	銀行券					
	金額：億円、前年比：%					
	愛媛					
	発行		選取		発行・選取(－)超	
	前年比		前年比		前年	
2017	4,892	-4.4	1,900	-14.3	2,992	—
2018	4,847	-0.9	1,806	-4.9	3,041	—
2019	4,930	1.7	2,009	11.2	2,921	—
2020/						
1-3	883	-7.0	636	1.0	247	320
4-6	1,376	7.5	368	-40.4	1,008	662
7-9	983	-10.8	389	4.0	594	729
10-12	1,517	-8.8	340	-10.8	1,177	1,283
2020/						
8	346	-16.9	121	1.9	224	297
9	266	-12.7	130	2.3	135	177
10	338	-18.8	118	-8.8	220	287
11	338	17.2	103	-20.2	235	159
12	841	-12.3	119	-3.0	722	837
2021/						
1	121	-42.3	236	-40.5	-114	-186
出所	日本銀行松山支店					

年度 期 月	実質預金(月末残高)						貸出金(月末残高)					
	金額：億円、前年比：%						金額：億円、前年比：%					
	愛媛		四国		全国 (十億円)		愛媛		四国		全国 (十億円)	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2017	78,597	1.6	196,226	2.3	778,344	4.0	61,896	3.2	119,920	2.8	509,158	2.6
2018	79,568	1.2	197,250	0.5	792,224	1.8	64,629	4.4	123,630	3.1	518,432	1.8
2019	81,503	2.4	200,967	1.9	815,068	2.9	66,888	3.5	126,883	2.6	530,565	2.3
2020/												
1-3	81,503	2.4	200,967	1.9	815,068	2.9	66,888	3.5	126,883	2.6	530,565	2.3
4-6	85,040	5.3	211,267	5.4	860,959	8.9	67,516	4.2	128,728	4.5	554,130	6.9
7-9	85,288	6.6	211,857	6.9	866,640	9.3	67,456	3.1	129,482	4.3	553,321	6.3
10-12	86,463	6.5	215,782	7.5	n.a.	n.a.	68,212	2.9	131,080	4.2	n.a.	n.a.
2020/												
8	85,666	6.7	212,623	6.9	865,220	9.6	67,610	3.8	129,715	4.5	553,796	7.0
9	85,288	6.6	211,857	6.9	866,640	9.3	67,456	3.1	129,482	4.3	553,321	6.3
10	86,146	6.9	213,194	7.6	867,269	9.0	67,857	3.5	130,186	4.9	552,647	6.4
11	85,743	6.0	213,443	7.1	877,057	9.6	67,746	2.9	130,085	4.1	554,802	6.4
12	86,463	6.5	215,782	7.5	n.a.	n.a.	68,212	2.9	131,080	4.2	n.a.	n.a.
2021/												
1	87,076	7.7	215,583	8.4	n.a.	n.a.	68,774	3.7	131,456	4.8	n.a.	n.a.
出所	日本銀行松山支店				日本銀行		日本銀行松山支店				日本銀行	

年度 期 月	貸出約定平均金利(ストック)											
	金利：%、月中変化幅：%ポイント											
	愛媛											全国
	県内		全店		短期		長期		当貸			
	変化幅		変化幅		変化幅		変化幅		変化幅		変化幅	
2017	1.437	-0.068	1.207	-0.061	1.689	-0.022	1.095	-0.065	1.807	-0.012	0.992	-0.060
2018	1.365	-0.072	1.145	-0.062	1.652	-0.037	1.042	-0.053	1.684	-0.123	0.934	-0.058
2019	1.293	-0.072	1.093	-0.052	1.589	-0.063	0.998	-0.044	1.601	-0.083	0.886	-0.048
2020/												
1-3	1.293	-0.021	1.093	-0.012	1.589	-0.062	0.998	-0.016	1.601	0.043	0.886	-0.012
4-6	r 1.262	r -0.031	r 1.064	r -0.029	r 1.615	r 0.026	r 0.984	r -0.014	r 1.490	r -0.111	r 0.866	r -0.020
7-9	r 1.252	r -0.010	r 1.057	r -0.007	r 1.588	r -0.027	r 0.976	r -0.008	r 1.507	r 0.017	r 0.863	r -0.003
10-12	r 1.231	r -0.021	r 1.041	r -0.016	r 1.569	r -0.019	r 0.969	r -0.007	r 1.436	r -0.071	r 0.858	r -0.005
2020/												
8	r 1.250	r -0.004	r 1.056	r -0.001	r 1.597	r 0.008	r 0.977	r -0.002	r 1.485	r 0.004	r 0.862	r -0.001
9	r 1.252	r 0.002	r 1.057	r 0.001	r 1.588	r -0.009	r 0.976	r -0.001	r 1.507	r 0.022	r 0.863	r 0.001
10	r 1.244	r -0.008	r 1.051	r -0.006	r 1.571	r -0.017	r 0.973	r -0.003	r 1.491	r -0.016	r 0.861	r -0.002
11	r 1.241	r -0.003	r 1.049	r -0.002	r 1.590	r 0.019	r 0.971	r -0.002	r 1.484	r -0.007	r 0.860	r -0.001
12	r 1.231	r -0.010	r 1.041	r -0.008	r 1.569	r -0.021	r 0.969	r -0.002	r 1.436	r -0.048	r 0.858	r -0.002
2021/												
1	r 1.222	r -0.009	r 1.036	r -0.005	r 1.561	r -0.008	r 0.963	r -0.006	r 1.430	r -0.006	r 0.855	r -0.003
出所	日本銀行松山支店											日本銀行

〔脚注〕 (実質預金・貸出金)

1. 愛媛…国内銀行、信用金庫、信用組合の県内店舗。
2. 四国…国内銀行の四国4県(徳島、香川、愛媛、高知)内店舗。
3. 全国…国内銀行。詳しくは、日本銀行「金融経済統計月報 7.主要勘定(1)」(本行ホームページ掲載[※])をご参照ください。
※ 本行ホームページ(www.boj.or.jp)より、ホーム>統計>統計書収録データ>金融経済統計月報をご参照ください。
4. 銀行勘定を集計。ただし、愛媛と四国はオフショア勘定を除く(全国はオフショア勘定を含む)。
5. 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
6. 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。

(貸出約定平均金利)

1. 愛媛・県内…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の県内店舗分。
2. 愛媛・全店…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗(県外店舗を含む)。
3. 全国…地方銀行。詳しくは、日本銀行「貸出約定平均金利」(本行ホームページ掲載[※])をご参照ください。
※ 本行ホームページ(www.boj.or.jp)より、ホーム>統計>預金・貸出関連統計>貸出関連>貸出約定平均金利をご参照ください。
4. 貸出約定平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。約定時の貸出期間が1年未満の貸出を「短期」、1年以上の貸出を「長期」としている(ただし、信用金庫は、手形貸付と割引手形の金利の加重平均を「短期」、証書貸付の金利を「長期」としている)。貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除く(信用金庫については、金融機関向け貸出を含む)。
5. rは、2020年10月1日公表「貸出約定平均金利」の基礎データに関する留意点について(本行ホームページ掲載[※])に関する訂正。
※ 本行ホームページ(www.boj.or.jp)より、ホーム>統計>預金・貸出関連統計>貸出関連>貸出約定平均金利をご参照ください。

国内銀行…銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、および、ゆうちょ銀行を除く。
地方銀行…全国地方銀行協会加盟銀行。